

各 位

2025年12月11日
株式会社インプレス

商用運航を見据え、空飛ぶクルマの最新動向を完全網羅！

ビジネス参入・事業戦略策定に資する『空飛ぶクルマビジネス調査報告書2026』

を2025年12月11日（木）発売

インプレスグループでIT関連メディア事業を展開する株式会社インプレス（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：高橋隆志）は、次世代エアモビリティ分野における最新の産業動向をまとめた新産業調査レポート『空飛ぶクルマビジネス調査報告書2026』（<https://research.impress.co.jp/report/list/cishidaicamohirite-i/502359>）を2025年12月11日（木）に発売いたします。

■商用運航開始が迫る「空飛ぶクルマ」、その産業構造と最新動向を徹底解剖

「空飛ぶクルマ（Advanced Air Mobility）」は、都市部などの移動時間の短縮や、離島・山間部へのアクセス、災害時の緊急輸送など、新しい移動手段として世界各地で注目が高まっています。商用運航の実現に向けて、技術開発や事業開発、制度設計などの取り組みが進められています。日本では、2025年に大阪・関西万博でデモ飛行が行われ、2020年代後半の社会実装に向けて、機体開発や離着陸場（バーティポート）の整備、運航管理システムの開発、事業連携、人材育成、制度整備などが進められています。

本書では、機体、地上インフラ、運航サービスといった産業構造の全体像から、国内外の主要プレイヤーの動向、国や自治体による制度設計の現在地までを体系的に整理。空飛ぶクルマ産業の全体像を網羅的にまとめており、本市場への参入を検討する企業や、事業拡大を目指す実務担当者にとって必読の一冊となっています。

著者は、黎明期より空飛ぶクルマの産業育成やルール形成に携わってきた第一人者である高橋伸太郎氏が代表社員を務める合同会社ポリシー・デザイン。産業エコシステム形成や政策提言に深く関わってきた知見を活かし、空飛ぶクルマ産業の現状と展望を多角的に分析しています。

■「空飛ぶクルマビジネス調査報告書2026」のハイライト

本書では、空飛ぶクルマの基本的な知識から、ユースケース、社会実装に向けた課題、国内外の動向だけでなく、機体の開発・製造・販売に加え、バーティポートの整備・運営、運航サービス、交通管理、MRO（整備・点検）、保険、資金調達など、多岐にわたるプレイヤーによって構成されるエコシステムまで幅広く解説しています。各プレイヤーでどのようなビジネスチャンスが生まれているのか、産業構造を俯瞰して理解することができます。

新しい技術の事業化・産業化を推進するためには、安全性や環境性、社会受容性などを満たすための制度設計が重要です。経済産業省、国土交通省が事務局を務める「空の移動革命に向けた官民協議会」での「空の移動革命に向けたロードマップ」策定についての議論や、機体・運航・離着陸場・技能証明に関する最新の法整備状況を整理。さらに、2020年代後半の商用運航開始から、2030年代以降のサービス拡大期に至るまでの導入フェーズごとのシナリオを提示しています。

国内外のスタートアップや、自動車・航空・商社・不動産・鉄道・通信など、様々な分野から参入する国内大手企業の取り組みを個別に調査・分析しています。また、国だけでなく、北海道から九州まで、実証実験の誘致や産業集積に動く地方自治体の取り組みも地域別にまとめています。

■本書は以下のような方におすすめです。

- ・空飛ぶクルマ市場に興味のある企業
- ・空飛ぶクルマ市場への参入を検討している企業
- ・空飛ぶクルマ事業の拡大を目指す企業
- ・空飛ぶクルマの全容を知りたい研究者
- ・空飛ぶクルマの制度設計、ルール形成に関わる担当者

■紙面イメージ

第1章 空飛ぶクルマの産業構造																		
て、国際的な議論と合わせるために、AAM（Advanced Air Mobility）の呼び方を採用している。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>フェーズ</th><th>成熟度</th><th>想定時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェーズ0</td><td>運用準備に先立ち試験飛行・実証飛行</td><td></td></tr> <tr> <td>フェーズ1</td><td>運用準備の開始 -低高度での運航 -機器者搭乗・遙隔操縦（荷物輸送のみ）</td><td>2025年頃</td></tr> <tr> <td>フェーズ2</td><td>運航規制の開始 -中～高高度での運航 -複数機搭乗・遙隔操縦</td><td>2020年代後期以降</td></tr> <tr> <td>フェーズ3</td><td>自律制御を含むAAM運航の確立 -高高度での運航 -自動・自律運航の融合</td><td>2030年代以降</td></tr> </tbody> </table>			フェーズ	成熟度	想定時期	フェーズ0	運用準備に先立ち試験飛行・実証飛行		フェーズ1	運用準備の開始 -低高度での運航 -機器者搭乗・遙隔操縦（荷物輸送のみ）	2025年頃	フェーズ2	運航規制の開始 -中～高高度での運航 -複数機搭乗・遙隔操縦	2020年代後期以降	フェーズ3	自律制御を含むAAM運航の確立 -高高度での運航 -自動・自律運航の融合	2030年代以降	
フェーズ	成熟度	想定時期																
フェーズ0	運用準備に先立ち試験飛行・実証飛行																	
フェーズ1	運用準備の開始 -低高度での運航 -機器者搭乗・遙隔操縦（荷物輸送のみ）	2025年頃																
フェーズ2	運航規制の開始 -中～高高度での運航 -複数機搭乗・遙隔操縦	2020年代後期以降																
フェーズ3	自律制御を含むAAM運航の確立 -高高度での運航 -自動・自律運航の融合	2030年代以降																
出所：空飛ぶクルマの運用概念（ConOps）第1版改訂A 構造・システム開発 https://www.mlit.go.jp/yoku/content/001739484.pdf																		
資料1.9.5 Advanced Air Mobility (AAM) 導入のフェーズ																		
1.9.3 制度整備																		
国土交通省は、空飛ぶクルマの実装に向けて、制度の整備を進めている。今回の調査報告書では、国土交通省が公開した資料などに基づき、制度整備に関する動向についてまとめる。																		
■航空法施行規則の一部を改正する省令（空飛ぶクルマ関連） 空飛ぶクルマの運航を実現するため、その特徴を踏まえた安全基準、運航基準、騒音基準等を定める必要があり、航空法施行規則が改正され、2023年12月31日に施行された。																		
第2章 空飛ぶクルマ関連の制度整備一覧（国土交通省）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>規制</th><th>● 空飛ぶクルマを、車両登録除外機、マルチローターと規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 「燃料」に電気エネルギーを含むと整理</td></tr> <tr> <td>● 「危険機」に「懸垂機」を含むと整理</td></tr> </tbody> </table>			規制	● 空飛ぶクルマを、車両登録除外機、マルチローターと規定	● 「燃料」に電気エネルギーを含むと整理	● 「危険機」に「懸垂機」を含むと整理												
規制	● 空飛ぶクルマを、車両登録除外機、マルチローターと規定																	
● 「燃料」に電気エネルギーを含むと整理																		
● 「危険機」に「懸垂機」を含むと整理																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>各論</th><th>● ヘリコプターに係る有視界飛行状態の要件に、マルチローターを追加</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 空飛ぶクルマで3分以上水上を飛行する場合は、救命胴衣の装備義務代替者等の既定の有効性に応じ、携行しなければならない燃料を規定</td></tr> <tr> <td>● 特定機器（操縦技能の維持確認に特に必要なもの）の審査を型式ごとに実施</td></tr> <tr> <td>● 空飛ぶクルマの発動機停止等による重大インシデントの報告対象を規定</td></tr> <tr> <td>● 空飛ぶクルマの技術認証取得に必要な飛行経験、試験科目を規定</td></tr> <tr> <td>● 空飛ぶクルマの機器の安全基準、騒音基準、排出物基準を規定</td></tr> <tr> <td>● 境外着陸場への着陸時、低空飛行などの許可権限の委任について整理</td></tr> </tbody> </table>			各論	● ヘリコプターに係る有視界飛行状態の要件に、マルチローターを追加	● 空飛ぶクルマで3分以上水上を飛行する場合は、救命胴衣の装備義務代替者等の既定の有効性に応じ、携行しなければならない燃料を規定	● 特定機器（操縦技能の維持確認に特に必要なもの）の審査を型式ごとに実施	● 空飛ぶクルマの発動機停止等による重大インシデントの報告対象を規定	● 空飛ぶクルマの技術認証取得に必要な飛行経験、試験科目を規定	● 空飛ぶクルマの機器の安全基準、騒音基準、排出物基準を規定	● 境外着陸場への着陸時、低空飛行などの許可権限の委任について整理								
各論	● ヘリコプターに係る有視界飛行状態の要件に、マルチローターを追加																	
● 空飛ぶクルマで3分以上水上を飛行する場合は、救命胴衣の装備義務代替者等の既定の有効性に応じ、携行しなければならない燃料を規定																		
● 特定機器（操縦技能の維持確認に特に必要なもの）の審査を型式ごとに実施																		
● 空飛ぶクルマの発動機停止等による重大インシデントの報告対象を規定																		
● 空飛ぶクルマの技術認証取得に必要な飛行経験、試験科目を規定																		
● 空飛ぶクルマの機器の安全基準、騒音基準、排出物基準を規定																		
● 境外着陸場への着陸時、低空飛行などの許可権限の委任について整理																		
出所：航空法施行規則の一部を改正する省令（令和5年11月30日公布、12月31日施行） https://www.mlit.go.jp/yoku/content/001739484.pdf																		
資料1.9.6 航空法施行規則の一部を改正する省令（空飛ぶクルマ関連）による改正概要																		
■空飛ぶクルマ関連の制度整備一覧（国土交通省）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>省令</th><th>● 航空法施行規則の一部を改正する省令（令和5年11月30日公布、12月31日施行）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>告示</td><td>● 不測の事態を考慮して航空機の運行しなければならない燃料の量を定める告示（令和5年3月29日から施行）</td></tr> <tr> <td>通達</td><td>● 地方空港における荷物搬送許可の事務処理基準（令和5年12月31日適用） ● 電動車両搬送機における特別要件の適用指針【新規】（令和5年3月22日適用） (以下はすべて令和5年3月29日適用) ● 事前指定審査の要領基準 ● 航空機の整備及び修理について ● 路線を走めて旅客の輸送を行う航空機に係る機長及び乗務員の審査要領 ● 小型航空機航空運送事業者に係る機長、技術審査担当機長及び指名技術審査員の審査要領 ● 重大インシデントに関する機長報告の処理要領 ● 航空法第111条の3に基づく安全上の支障及び事務の報告要領規則 ● 航空法の非常脱出、保安装置等に関する標識等のうち日本語で表示するものについて ● 地方空港における最低安全高度以下の高度の飛行に係る許可の事務処理基準 ● 航空保安業務処理規定第4編機情報業務処理規定 ● 災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領 ● パーティガード整備指針【新規】（令和5年12月1日公示）</td></tr> <tr> <td colspan="3">出所：国土交通省「空飛ぶクルマ関連の制度整備一覧」（2024年4月23日）から引用 https://www.mlit.go.jp/yoku/content/001745381.pdf</td></tr> <tr> <td colspan="3">資料1.9.7 空飛ぶクルマ関連の制度整備一覧</td></tr> <tr> <th colspan="3">54 空飛ぶクルマビジネス調査報告書 2026 Copyright © 2025 Policy Design</th></tr> <tr> <th colspan="3">55 空飛ぶクルマビジネス調査報告書 2026 Copyright © 2025 Policy Design</th></tr> </tbody> </table>	省令	● 航空法施行規則の一部を改正する省令（令和5年11月30日公布、12月31日施行）	告示	● 不測の事態を考慮して航空機の運行しなければならない燃料の量を定める告示（令和5年3月29日から施行）	通達	● 地方空港における荷物搬送許可の事務処理基準（令和5年12月31日適用） ● 電動車両搬送機における特別要件の適用指針【新規】（令和5年3月22日適用） (以下はすべて令和5年3月29日適用) ● 事前指定審査の要領基準 ● 航空機の整備及び修理について ● 路線を走めて旅客の輸送を行う航空機に係る機長及び乗務員の審査要領 ● 小型航空機航空運送事業者に係る機長、技術審査担当機長及び指名技術審査員の審査要領 ● 重大インシデントに関する機長報告の処理要領 ● 航空法第111条の3に基づく安全上の支障及び事務の報告要領規則 ● 航空法の非常脱出、保安装置等に関する標識等のうち日本語で表示するものについて ● 地方空港における最低安全高度以下の高度の飛行に係る許可の事務処理基準 ● 航空保安業務処理規定第4編機情報業務処理規定 ● 災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領 ● パーティガード整備指針【新規】（令和5年12月1日公示）	出所：国土交通省「空飛ぶクルマ関連の制度整備一覧」（2024年4月23日）から引用 https://www.mlit.go.jp/yoku/content/001745381.pdf			資料1.9.7 空飛ぶクルマ関連の制度整備一覧			54 空飛ぶクルマビジネス調査報告書 2026 Copyright © 2025 Policy Design			55 空飛ぶクルマビジネス調査報告書 2026 Copyright © 2025 Policy Design		
省令	● 航空法施行規則の一部を改正する省令（令和5年11月30日公布、12月31日施行）																	
告示	● 不測の事態を考慮して航空機の運行しなければならない燃料の量を定める告示（令和5年3月29日から施行）																	
通達	● 地方空港における荷物搬送許可の事務処理基準（令和5年12月31日適用） ● 電動車両搬送機における特別要件の適用指針【新規】（令和5年3月22日適用） (以下はすべて令和5年3月29日適用) ● 事前指定審査の要領基準 ● 航空機の整備及び修理について ● 路線を走めて旅客の輸送を行う航空機に係る機長及び乗務員の審査要領 ● 小型航空機航空運送事業者に係る機長、技術審査担当機長及び指名技術審査員の審査要領 ● 重大インシデントに関する機長報告の処理要領 ● 航空法第111条の3に基づく安全上の支障及び事務の報告要領規則 ● 航空法の非常脱出、保安装置等に関する標識等のうち日本語で表示するものについて ● 地方空港における最低安全高度以下の高度の飛行に係る許可の事務処理基準 ● 航空保安業務処理規定第4編機情報業務処理規定 ● 災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領 ● パーティガード整備指針【新規】（令和5年12月1日公示）																	
出所：国土交通省「空飛ぶクルマ関連の制度整備一覧」（2024年4月23日）から引用 https://www.mlit.go.jp/yoku/content/001745381.pdf																		
資料1.9.7 空飛ぶクルマ関連の制度整備一覧																		
54 空飛ぶクルマビジネス調査報告書 2026 Copyright © 2025 Policy Design																		
55 空飛ぶクルマビジネス調査報告書 2026 Copyright © 2025 Policy Design																		

複雑な制度設計の流れを簡潔に解説

■著者プロフィール

合同会社ポリシーデザイン (Policy Design)

代表社員：高橋伸太郎。デジタル・公共政策分野を中心にコンサルティングサービスを提供。中長期的なビジョンの共有や、エコシステムの形成などを通じて、新しい産業活動の成長を加速させることを目指す。次世代空モビリティに関する分野では産業戦略や制度設計の提言、協議会活動への参加、講演・執筆活動などを行う。

<https://policydesign.info/>

以上

【株式会社インプレス】 <https://www.impress.co.jp/>

シリーズ累計 8,000 万部突破のパソコン解説書「できる」シリーズ、「デジタルカメラマガジン」等の定期雑誌、IT 関連の専門メディアとして国内最大級のアクセスを誇るデジタル総合ニュースサービス「Impress Watch シリーズ」等のコンシューマ向けメディア、「IT Leaders」をはじめとする企業向け IT 関連メディアなどを総合的に展開・運営する事業会社です。IT 関連出版メディア事業、およびデジタルメディア＆サービス事業を幅広く展開しています。

【インプレスグループ】 <https://www.impressholdings.com/>

株式会社インプレスホールディングス（本社：東京都千代田区、代表取締役：塚本由紀）を持株会社とするメディアグループ。「IT」「音楽」「デザイン」「山岳・自然」「航空・鉄道」「モバイルサービス」「学術・理工学」を主要テーマに専門性の高いメディア&サービスおよびソリューション事業を展開しています。さらに、コンテンツビジネスのプラットフォーム開発・運営も手がけています。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社インプレス 広報担当：丸山

E-mail: pr-info@impress.co.jp URL : <https://www.impress.co.jp/>

※弊社はテレワーク推奨中のため電話でのお問合わせを停止しております。メールまたは Web サイトからお問合せください。